

## 国立大学法人愛媛大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）では、愛称等の付与を通じて、当該施設等の魅力向上を図り、本学及び地域の活性化に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、本学の教育研究環境の向上を図ることを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

### 1. 対象施設

別紙ネーミングライツ公募対象施設一覧のとおり

### 2. 募集の概要について

#### (1) 協定の条件

① 協定の期間：原則3年以上とします。

また協定の更新及び期間については、協定更新時に既協定者と協議の上で決定します。

② ネーミングライツ料

別に定めるネーミングライツ公募対象施設一覧（別紙）の希望ネーミングライツ料によります。

なお、希望ネーミングライツ料を下回る応募も可能ですが、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

#### (2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）。ただし、次の各号に掲げる者は、応募資格がないものとします。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員

（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者

③インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者

④貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行う者

⑤賭け事に係る業種に属する事業を行う者

⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法

（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされている者

⑦政治団体

⑧宗教団体

⑨国税、地方税等を滞納している者

⑩社会問題を起こしている者

⑪行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

⑫その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる者

### (3) 愛称等の付与

①命名する愛称等（法人名、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

②大学施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関するもの
- ・貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- ・社会的批判を惹起するおそれがあるもの
- ・その他表記する愛称等として適当ではないと認められるもの

③愛称等は、本学で審議の上、最終決定します。ただし、愛称等の変更を求めることがあります。

④混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の愛称等変更はできません。ただし、本学が特に必要と認めるときは、この限りではありません。

### (4) その他の特典、付帯条件等

次の各号に掲げる特典があります。（詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。）なお、催し等によっては、その主催者の要請により、特典の内容が一部制限される場合があります。

また、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

①対象施設等に愛称等のサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。

②本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、愛称等の普及と定着に努めます。

③ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。

④その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

### (5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担

①サイン等の設置、維持、変更及び協定期間満了後又は協定の解除に伴う原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）

②協定締結後に作成する大学広報誌等への愛称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

③愛称等の使用開始日において、サイン等の設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。

④サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

### (6) 募集期間、提出方法

募集期間は随時受付とします。

ただし、対象施設・スペース毎に、最初の応募者を受け付けた日の翌月末をもって、当該施設等の受付は終了します。応募があった場合は、受付終了日時を大学のウェブサイトに掲載します。なお、当該応募が取り下げや不採用になった場合は、受付を再開します。

提出方法はメール送付、持参もしくは郵送とし、郵送での受付は締切当日消印まで有効とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募時の提出書類

- ①ネーミングライツ・パートナー申込書
- ②ネーミングライツ・パートナーを希望する法人等に係る以下の書類等
  - (イ) 概要及び直近3年間の決算報告書
  - (ロ) 登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
  - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、応募の趣旨、愛称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不相当とする場合もあります。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募資格を満たしているか。</li> <li>・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。</li> <li>・経営基盤が安定しているか。</li> </ul>
選定基準	愛称等 (サイン等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生、教職員及び地域住民に受入れられるか。</li> <li>・施設等のイメージを損なうおそれがないか。等</li> </ul>
	応募の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等の魅力向上が期待でき、本学に貢献できるアピールポイントがあるか。</li> </ul>
	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額であるほど高評価とする。</li> </ul>
	協定期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定期間が長いほど高評価とする。</li> </ul>
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。	

(9) 選定結果の通知

選定結果はすべての応募者に通知します。

3. 協定の締結及び公表

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定締結後、決定した愛称等、ネーミングライツ・パートナー、ネーミングライツ料及び協定期間等を公表します。また、協定更新時には既協定者に優先交渉権を付与します。

#### 4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度（4月1日から翌年3月31日まで）の5月末までに1年分を一括して納入するものとします。

ただし、年度途中に協定期間が開始または満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とし、協定開始月の翌月末までに納入するものとします。

なお、本協定において、1か月未満の日数がある場合は、これを1か月としてネーミングライツ料を算出します。

#### 5. リスクの責任分担

新たに設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権、著作権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

#### 6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は期間満了を待たずに協定を解除することができるものとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1か月以上前に本学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納入済みのネーミングライツ料の返還はできません。

#### 7. 申込書の提出先及び問合せ先

愛媛大学総務部広報課

〒790-8577 愛媛県松山市文京町3

Tel 089-927-9022

FAX 089-927-9052

Email koho@stu.ehime-u.ac.jp

※申込を受理しましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。

数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

※対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問い合わせ先までご連絡ください。

## ネーミングライツ公募対象施設一覧

No.	施設・スペースの名称	概要	写真	希望ネーミングライツ料 (千円) (年間額・消費税及び地方消費税は別途)
1	E.U. Regional Commons 1階 地域交流スクエア	通常はフリースペースとして地域ステークホルダーの皆様、学生、職員が利用。イベント開催（貸切）にも利用している。 床面積：134㎡ 収容人数：50人		1, 200
2	E.U. Regional Commons 3階 地域サステナビリティスペース	地域課題の解決を目的としたコミュニティを創出し、知恵や技術を共有するコワーキングスペース。主に会議等に利用している。 床面積：129㎡ 収容人数：50人		1, 200

所在地

愛媛県松山市道後樋又10番13号 愛媛大学城北キャンパスE.U. Regional Commons

【建物配置図】

法文学部・教育学部・社会共創学部・理学部・工学部

# 城北キャンパス

〒790-8577 松山市文京町3番 TEL 089-927-9000(代)

学術支援センター (物質科学研究支援部門)

理学部本館

理学部講義棟

理学部2号館

総合研究棟1

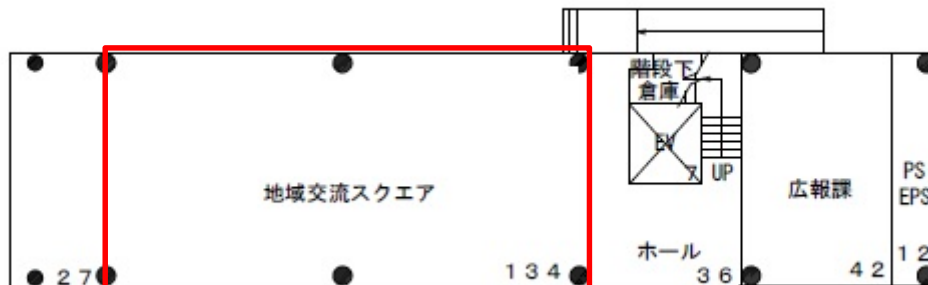
E.U. Regional Commons (ひめデラス)

研究・産学連携推進機構  
地域協働推進機構  
イノベーション創出院

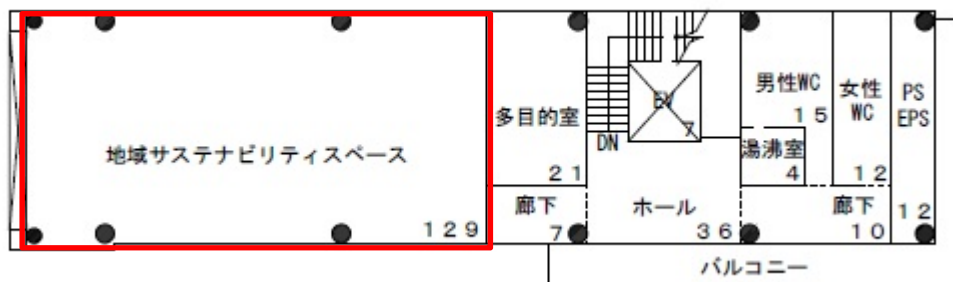
JOHOKU CAMPUS

【平面図】

E.U. Regional Commons 1階 地域交流スクエア



E.U. Regional Commons 3階 地域サステナビリティスペース

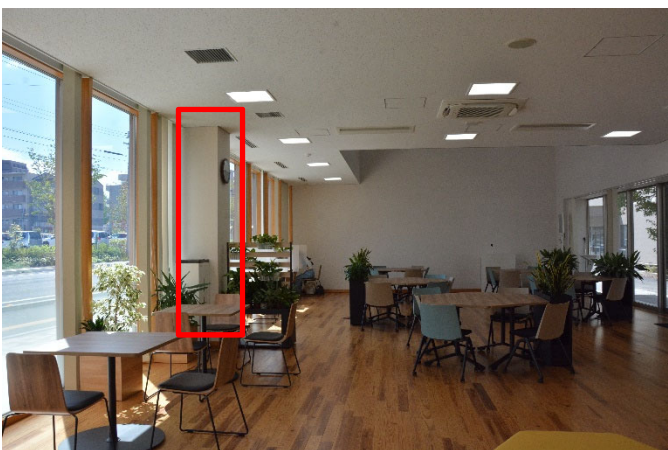


サイン等設置場所イメージ (※設置場所は応募者が提案することができます)

【1階 地域交流スクエア】



入口



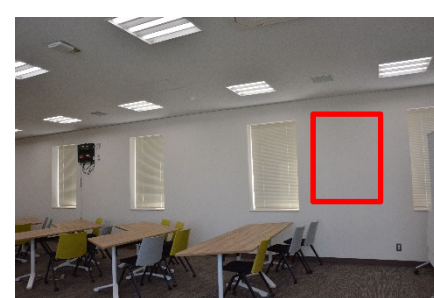
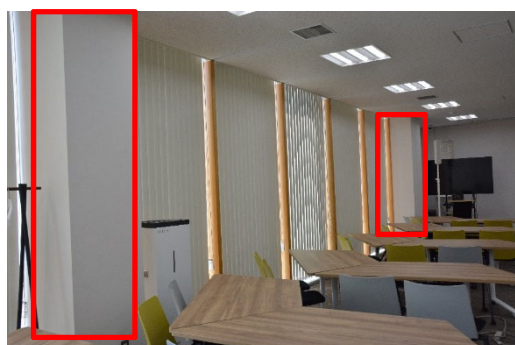
柱 (東)

ガラス壁面 (北)

【3階 地域サステナビリティスペース】



入口



壁面 (北)

壁面 (東)

柱 (東)



年 月 日

## ネーミングライツ・パートナー申込書

愛媛大学のネーミングライツ・パートナーになることを希望しますので、必要書類を添えて応募します。

募集要項の「応募資格」の要件を全て満たし、提出した応募関係書類については、事実と相違がないことを誓約します。

国立大学法人愛媛大学長 殿

住 所  
申請者

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)

施 設 等 名		
担 当 者 連 絡 先	部 署	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	E-mail	
応 募 の 趣 旨		
愛 称 等 の 案		
サイン等の案	別紙のとおり (※)	
希望ネーミングライツ料	年額	円 (消費税及び地方消費税は含まない)
希望協定期間	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日
その他希望事項		

(※) 別紙 (任意の様式) に記載し、本申込書に添付すること。